

◎新潟県告示第148号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月6日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
新潟県新発田市八幡新田416番地  
小柳産業株式会社  
代表取締役 小柳 秀樹
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜字烏川3695番1外
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに規定する安定型産業廃棄物最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 5 申請年月日  
令和7年10月31日
- 6 縦覧場所  
新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部
- 7 縦覧期間  
告示の日から1月間
- 8 その他

この産業廃棄物処理施設の変更に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

意見書の提出先 郵便番号957-8511

新発田市豊町3丁目3番2号

新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課